

PwC Tax Newsletter,

Issue no. 1/2022

In this issue:

- タイの租税条約に対する MLI (BEPS 防止措置実施条約) の影響

タイの租税条約に対する MLI (BEPS 防止措置実施条約) の影響

タイが締結している 61 に及ぶ租税条約の大半を対象とし、源泉所得税に関しては 2023 年 1 月 1 日より修正されます。また、その他の全ての租税に関しては 2023 年 1 月 1 日より開始する事業年度より修正されます。これは、2022 年 2 月 9 日にタイが BEPS 防止措置実施条約 (Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion and Profit Shifting、以下、「MLI」) に署名したことによるものです。批准書は、2022 年 3 月 31 日に寄託されました。

MLI は、多国間協定で、締約国により対象租税協定として選択された全ての二国間租税条約の一部を修正する際に用いられます。MLI は、租税条約の不適切な利用を通じて、事業の合理性や実態に欠ける行為により納税者が低税率または無税を得る機会を生み出すことに対処することが主な目的です。

また、租税条約による、紛争解決手続き (相互協議、Mutual Agreement Procedure: MAP) の改善も目指しています。

MLI の仕組みは、各国により選択された二国間租税条約の既存の文言が MLI により規定されている標準規定に修正、もしくは置き換えられることにあります。または二国間租税条約の相手方も MLI の締約国であり、MLI の個別条項につ

いて同じポジションを選択する場合には、MLI に規定されている標準規定が追加されます。

MLI は、様々な項目が含まれますが、大まかには、ミニマムスタンダードと任意規定の 2 つに大別されます。

ミニマムスタンダードは、最低限必要な措置として締約国が規定された選択肢のいずれかを採用しなければならず、除外することはできません。

任意規定は、締約国が取り入れる規定を選択できるものです。

以下が、タイが選択したミニマムスタンダードと任意規定、および納税者への影響と納税者が注意すべき事項です。

ミニマムスタンダード

MLI 第 3 部 条約の濫用

タイは、対象となる租税条約の前文において、「脱税または租税回避を通じた非課税または租税の軽減の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して」という文言を含めるか、修正を行います。

また、タイは主要目的テスト (Principal Purpose Test、以下、「PPT」) も導入する予定です。これにより、全ての関連する事実や状況を考慮し

た上で、租税条約の相手国に対し、租税条約の特典を得ることが取引等の主たる目的の一つであると結論付けられる場合、特典を与えることを拒否することができます。

納税者への影響

クロスボーダー取引を行う納税者は、事実および状況の客観的な判断に基づき、租税条約上の特典を得ることが当該取引等の主要な目的の一つであると判断された場合には、当該租税条約上の特典を否認されることとなります。

最近導入された、あるいは近い将来に導入が見込まれる関連手続きおよび規定

PPT は一般的なルールであり、本質的には主観的な傾向があることから、歳入局は PPT 導入に向けたガイドラインを策定中です。また、歳入局担当官が PPT 紛争において納税者に裁定をくだすための委員会の設置も検討しています。

納税者における検討

タイおよびタイと租税条約を締結し、MLI が発効されている国または地域との間でクロスボーダー取引を行う納税者は、条約上の特典が否認される可能性を判断するため、その条約および取引等を再検討する必要があります。また、条約特典をサポートする証憑の整備や、その他の軽減／是正措置を検討しなければなりません。

MLI 第 5 部 紛争解決の改善

租税条約における紛争解決を改善する手続きは、相互協議 (Mutual Agreement Procedure、以下、「MAP」) と呼ばれます。MAP は、締約国の権限ある当局 (Competent Authority、以下、「CA」) が、二重課税、またはその可能性のため生じる租税紛争の解決に従事することを認めています。近年、タイおよ

び他国のどちらにも影響をあたえる新たな法令や規則の施行(および今後施行が見込まれるもの)を受けて、国際税務紛争は大幅に増加することが予想されます。したがって、租税条約における紛争解決手段は、増加する紛争事案を解決するために、より効果的なものとならなければなりません。それぞれの事案において、迅速かつ効率的な方法で二重課税を排除するために費やす時間を短縮すべきです。これにより、これらの新しい法令および規則の適用や解釈を起因とする税務当局と納税者の間の紛争により国際経済が混乱しないことが期待されます。

タイは、BEPS 行動計画 14 で規定されている租税条約に関する MAP 条項のミニマムスタンダードに合わせて、対象となる租税条約の MAP 条項を修正します。実際の修正箇所は以下のとおりです。

- タイおよびタイと租税条約を締結し、MLI が発効されている国または地域との間のクロスボーダー取引において紛争が発生している納税者は、タイの CA およびその所在地国の CA のいずれかに MAP の申請を行うことができます。
- MAP 申請の期限についても、標準の期限である「対象となる租税条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から 3 年以内」に修正されます。
- 更に重要な点は、締結された合意は締約国の国内法のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されることです。
- 最後に、修正された MAP 条項には、対象となる租税条約に定めのない場合における二重課税の除去について CA が相互に協議できるようにする条項が追加されます。

MAP の条項に加えて、対象となる租税条約の特殊関連企業条項についても、対応的調整条項がまだ含まれていないすべての租税条約に対し、該当する調整項目を含むよう修正されます。

納税者への影響

納税者は、修正した MAP を適用することで、タイおよびタイと租税条約を締結し、MLI が発効されている国または地域との間のクロスボーダー取引において、二重課税の防止、あるいは回避を行うことで、より効率的な方法で紛争を解決することができます。

さらに、納税者は上記の場合において、移転価格調整が行われている場合に、対応的調整を要請することができます。

最近導入された関連手続きおよび規定

歳入局は、2019 年に MAP の申請方法を明確に示すため、MAP ガイドラインを公表しています。

近年、タイはより効率的な MAP を促進するため、以下の法令および規定を発出しました。

1. 2021 年 8 月 23 日以降に提出された MAP 申請者に対し、「成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない」という条項が含まれる税金還付期限を延長する財務省通達
2. 歳入法典 B.E.2564(西暦 2021 年)に基づく不服申立ておよび不服申立ての検討に関する以下の歳入局規則

歳入局が MAP を実施する場合、または上訴人が国外の MAP を申請した場合は、歳入局担当官による不服申立てを延期することができます。

これは、上訴人が課税通知を入手した日から、歳入局が MAP の申請を受理した日、もしくは上訴人の国外 MAP 申請が受理された日までの期間が、5 年を超えないものとします。

もし上記期間が 5 年を超える場合には、歳入局担当官による不服申立ては、MAP の進捗結果を待たずに行われま

す。MAP が完了し、上訴人がその結果について同意しない場合、あるいは上訴人は同意したが MAP の結果が確認された日から 30 日以内に上訴を取り消さなかった場合、不服申立ての審議は、権限を与えられた担当官が不服申立ての審議を指示した日から 6 カ月以内に完了しなければなりません。

MAP の合意は、租税および関税の支払いを延長させるものではありません。

納税者における検討

納税者は、クロスボーダー取引において課税に関する紛争が生じる場合は、二重課税を回避するため、MAP の申請を検討すべきです。

タイが選択した任意規定

MLI 第 2 部第 5 条 二重課税除去方法の適用

タイは、対象となる租税条約における二重課税の除去方法を所得免除方式から税額控除方式に修正することを選択しました。

MLI の本条項のもとでは、代替的な選択肢があり、各締約国の立場が異なる場合には、いずれかの締約国が選択した方法は、その特定の締約国の居住者にのみ適用されます。

納税者への影響

タイ国内で設立された企業は、勅令第 300 条および第 442 条により、所得免

除方式に基づく二重課税の排除を行うことができます。

一方、タイと取引を行う外国の取引相手のうち、二重課税の除去方法を税額控除方式に修正することを選択した国に所在する企業は、影響を受けることになります。

近い将来に導入が見込まれる関連手続きおよび規定

勅令第 300 号および第 442 号は、取り消される予定です。

納税者における検討

タイが租税条約を締結しており、かつ、MLI が有効な国または地域に所在する外国企業で、タイにおいて課税対象となる所得を得ている企業は、当該国または地域が二重課税の除去方法を税額控除方式に修正することを選択したかどうかを確認しなければなりません。

MLI 第 4 部 恒久的施設 (PE) の地位の回避

タイは、活動の細分化や契約の分割による PE の地位の人為的回避に対処するため、代理人 PE の定義と PE 除外基準の修正を選択しました。

納税者への影響

タイ国外で設立された企業で、タイ国内で事業所得を稼得しているが、PE の定義を満たしていない、あるいは現行の租税条約に基づく PE 除外基準を満たしており、タイ国内での事業所得に対する所得税が課されていない企業は、今後

タイに PE があるとみなされる可能性があります。これらの企業は、MLI が発効した後に、当該 PE に基づきタイの所得税が課される可能性があります。

一方、タイ国外で利益を得るタイ企業で、現行の租税条約に基づく PE の定義を満たしていない、あるいは PE 除外基準を満たしているため、これまで所得税の課税対象となっていなかった企業についても、当該国に PE を有しているとみなされ、MLI の発効後、当該国の PE に帰属する所得に対して所得税が課される可能性があります。

近い将来に導入が見込まれる関連手続きおよび規定

締約国の多くは、MLI の上記規定の適用を留保していますが、歳入局はこれらの外国企業について、PPT を利用して PE を判定しようとしています。

納税者における検討

影響を受ける納税者は、現在および将来の取引やビジネスモデルを取り巻く状況を再検討する必要があります。

MLI による代理人 PE の定義および PE 除外基準の修正によって、所在地国以外の事業所得に対する所得税の納税義務が発生するかどうかを判断できるようになります。そして、もし発生する場合には、負担を軽減するために取り得る手段を検討する必要があります。

Contact us

Tax Mergers and Acquisitions

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
 - Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
 - Orawan Phanitpojjamarn, Associate Partner ext.1017
-

Tax Reporting & Strategy

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
 - Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024
 - Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294
-

Indirect Tax Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
 - Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294
-

Financial Services

- Orawan Fongasira, Partner ext. 1302
 - Nopajaree Wattananukit, Associate Partner ext. 1396
-

Legal Services/ BOI Services

- Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext.1247
 - Vunnipa Ruamrangsri, Partner ext. 1284
-

U.S. Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
-

Customs & Trade

- Paul Sumner, Partner ext. 1305

Tax Structuring

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
 - Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
 - Orawan Phanitpojjamarn, Associate Partner ext.1017
-

Transfer Pricing

- Peerapat Poshyanonda, Partner ext. 1220
 - Janaiporn Khantasomboon, Partner ext. 1437
 - Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
 - Ornjira Tangwongyodying, Partner ext. 1118
 - Panachai Anontanut, Associate Partner ext. 1295
-

Business Process Outsourcing Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
-

Tax Dispute Resolution

- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
 - Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024
-

Japanese Business Desk

- Atsushi Uozumi, Partner ext. 1157
 - Jun Takebe, Associate Partner ext. 1209
-

Chinese Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok 10120

Tel: +66 (0) 2844 1000

Fax: +66 (0) 2286 6666

Website: <http://www.pwc.com/th>

Editors

Paul Stitt, Partner ext. 1119

E-mail: paul.stitt@pwc.com

Author

Parinya Limvoranunt, Associate Director ext. 1107

E-mail: parinya.limvoranunt@pwc.com

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志	(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)	atsushi.uozumi@pwc.com
武部 純	(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)	jun.takebe@pwc.com
加藤 夏樹	(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)	natsuki.k.kato@pwc.com
名賀石 樹	(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)	tatsuki.nakaishi@pwc.com
松永 大輔	(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)	daisuke.m.matsunaga@pwc.com
木村 洋平	(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)	yohei.a.kimura@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。



© 2022 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. and PricewaterhouseCoopers WMS Bangkok Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 156 countries with over 295,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out

more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.